

第 6 5 回

大阪市都市景観委員会

議 事 録

日	時	令和 5 年 3 月 1 3 日 (月)
		午後 3 時 0 0 分
場	所	大阪市役所 地下 1 階 第 1 1 共通会議室

大阪市都市景観委員会（第65回）

1. 開催日時 令和5年3月13日（月）午後3時00分～午後4時25分

2. 開催場所 大阪市役所 地下1階 第11共通会議室

3. 出席者

（1）委員（敬称略）

委員長 嘉 名 光 市

委員長代理 加 我 宏 之

委員 岡 井 有 佳

小 谷 真 理

清 水 陽 子

中 嶋 節 子

福 田 知 弘

福 原 和 則

堀 田 祐 三 子

松 島 格 也

（2）市 側

山 向 建設局企画部長

上 田 建設局都心活性化担当部長

下 田 建設局公園緑化部長

坂 田 大阪港湾局開発調整担当部長

山 村 建設局総務部管理課長

事務局（計画調整局）

寺 本 計画調整局長

上 溝 計画部長

中 村 都市景観担当課長

相 本 都市景観担当課長代理

芳 野 都市計画課（都市景観）担当係長

遠 藤 都市計画課（都市景観）担当係長

古 家 都市計画課（都市景観）担当係長

上 久 保 都市計画課（都市景観）担当係長

大 西 都市計画課（都市景観）担当係員

4. 会議次第

1 開 会

2 議 題

(1) 景観重要建造物の指定について

(2) 御堂筋の景観誘導について

(3) その他

3 閉 会

〔配付資料〕

議題 (1) 景観重要建造物の指定について

○資料 1－1 景観重要建造物の指定について

○資料 1－2 指定通知書 (案)

○資料 1－3 顕彰ブックレット (案)

参考資料 1－1 景観重要建造物の指定に向けた検討について

参考資料 1－2 【第 6 3 回都市景観委員会】資料 2 景観重要建造物の指定に向けた検討について

参考資料 1－3 【第 6 3 回都市景観委員会】参考資料 2－1 関連法規・計画当

参考資料 1－4 【第 6 3 回都市景観委員会】参考資料 2－2 他都市事例調査

5. 議事の概要

○事務局（相本）

定刻となりましたので、ただいまより都市景観委員会を開催させていただきます。本日の進行を務めさせていただきます、大阪市計画調整局計画部都市景観担当課長代理の相本でございます。よろしくお願いいたします。

本日は委員委嘱後、初の委員会開催となりますので、最初に委員の皆様方を事務局より御紹介させていただきます。

お手元、次第の裏面がございますが、手元の名簿に沿いまして御紹介させていただきます。

まず、委員長につきましては、大阪市都市景観規則第19条第1項の規定に基づき、委員の皆様方の互選により大阪公立大学大学院工学研究科教授、嘉名光市委員に就任していただいております。よろしくお願いいたします。

次に、委員長職務代理者につきましては、同規則19条3項の規定に基づき、委員長が指名することとしておりまして、大阪公立大学大学院農学研究科教授、加我宏之委員に御就任いただいております。よろしくお願いいたします。

続きまして、同志社女子大学生活科学部人間生活学科准教授、麻生美希委員でございます。なお、本日は所用のため御欠席されております。

立命館大学理工学部環境都市工学科教授、岡井有佳委員でございます。

同志社大学政策学部准教授、小谷真理委員でございます。

関西学院大学建築学部建築学科教授、清水陽子委員でございます。

京都大学大学院人間・環境学研究科教授、中嶋節子委員でございます。

○中嶋委員

よろしくお願いいたします。

○事務局（相本）

大阪大学大学院工学研究科准教授、福田知弘委員でございます。

○福田委員

よろしくお願いいたします。

○事務局（相本）

大阪工業大学ロボティクス&デザイン工学部空間デザイン学科教授、福原和則委員でございます。

○福原委員

よろしくお願いします。

○事務局（相本）

和歌山大学観光学部観光学科教授、堀田祐三子委員でございます。

○堀田委員

よろしくお願いいたします。

○事務局（相本）

京都大学大学院工学研究科准教授、松島格也委員でございます。

本日の都市景観委員会には委員 11 名中、委員 10 名の出席をいただいております。

続きまして、本委員会につきましては原則公開ではございますが、基準の在り方に関する検討への意見聴取を行う場合など、現行制度の円滑な運用の妨げとなる場合には非公開とさせていただきます。このため、本日の議題 2、御堂筋の景観誘導について及び議題 3、その他につきましては、大阪市都市景観委員会運営要綱の規定により非公開で開催させていただきます。

それでは、議事に入る前に配付資料の確認をお願いいたします。

まず、資料一番上が議事次第、裏面に委員名簿、それと配席図をとじたもの。その次に部会などの名簿をつけさせていただいております。以降、議題ごとに資料をお配りしております。

まず、議題（1）、景観重要建造物の指定についての資料でございます。資料 1-1、景観重要建造物の指定について、A4 縦版のものです。次に、指定通知書（案）が、こちらが資料 1-2 となります。続きまして、小さいブックレット、こちら顕彰ブックレット（案）が、こちらが資料 1-3 となります。この資料 1-2、1-3 につきましては資料番号の記載がございません。続きまして、参考資料 1-1、景観重要建造物の指定に向けた検討について、その後、参考資料 1-2、こちらは第 63 回都市景観委員会でお配りした資料 2、景観重要建造物の指定に向けた検討についてお配りしております。続きまして、参考資料 1-3、同じく 63 回の委員会で配付した資料でございます。次に、参考資料 1-4、こちらも同じく 63 回の委員会で配付した資料をおつけしております。

以上が議題 1 関係でございます。

次に、議題（2）関係といたしまして、資料 2-1、御堂筋の景観誘導について、A4 縦のものです。続きまして、資料 2-2、景観計画変更案、A4、縦版のもの。続きまし

て、こちらも景観計画変更案、資料２－３でございます。続きまして、景観計画変更案、資料２－４と書いてございますものです。続きまして、資料２－５としまして、折り畳んでおりますが、広げますとＡ３の横一枚ものになります。御堂筋道路空間再編整備ガイドライン（案）の概要版でございます。引き続きまして、Ａ４版冊子になっておりますが、こちらが御堂筋道路空間再編整備ガイドライン（案）でございます。続きまして、資料２－６、景観計画変更案となっております。

以上が議題（２）関係の資料でございます。

最後に、Ａ４の縦１枚ものでございます。各部会の開催状況及び今後の委員会、部会の予定、こちらが議題３の関係資料でございます。そのほかに、都市景観委員会資料つづりのファイル、ブルーのファイル、太いファイルでございます、及び、参考に御堂筋に関する資料つづりのファイル、グリーンの紙ファイルでございます、こちらを卓上に準備しております。なお、都市景観委員会資料つづりの上には、本年２月に新たに制定いたしました大阪市景観重要建造物の指定に関する取扱要綱を置いてございます。次回委員会より、この資料つづりの中にとじてまいります。

資料につきましては以上でございます。不足がございましたら審議中でも構いませんので、委員会事務局までお申しつけください。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきたいと存じます。

これからの議事進行につきましては、嘉名委員長にお願いしたいと存じます。

委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

○嘉名委員長

それでは、早速ですけれども議事に入りたいと思いますが、その前に当委員会においては、運営要綱３－３に基づきまして議事録署名人を指名してお願いするということにしております。今回は、加我委員と岡井委員のお二人に名簿の順番ということでお引き受けいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですけれども議題の（１）のほうに入っていきたいと思います。

議題の（１）、景観重要建造物の指定についてということで、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（中村）

都市景観担当課長、中村でございます。

私のほうから、議題（１）景観重要建造物の指定についてご説明をさせていただきます。

まず、資料１－１のほうですね、２ページを御覧いただけますでしょうか。

本検討につきましては、昨年度開催した第６３回都市景観委員会でのご意見を踏まえて本委員会に先立ち、第３４回都市景観資源検討部会で意見聴取を実施しております。また、本年２月には指定に必要な手続を定める景観重要建造物指定要綱を制定しております。なお、第６４回都市景観委員会に記載はございませんが、その委員会では本件を議題としていないことによるものでございます。

続いて、３ページを御覧ください。

第６３回都市景観委員会では、主に３点事務局よりご説明をさせていただいております。１点目が、他都市事例調査の報告、２点目が本市の景観形成の取組の方向性、３点目が本市制度運用方針案と指定方法でございます。

次に、４ページをご覧ください。

その委員会で主に４点、ご意見をいただいております。

１点目は、大阪城天守閣を景観重要建造物に指定することは了解。当面は大阪城天守閣の指定において制度全般のケーススタディをしていただきたい。２点目は、景観重要建造物と都市景観資源文化財制度との整理が必要ではないか。３点目は、景観誘導との連携以外にも建築基準法の緩和を目的とした制度運用等その他の活用の仕方があるかもしれない。４点目は、大橋梁等を景観重要公共施設ではなくあえて景観重要建造物に指定するのはなぜか。以上、４点ご意見を頂戴しておりまして、１点目のご意見については、この委員会以降、普及啓発の取組や外観変更の許可の運用等を大阪城天守閣をケーススタディとして検討しておりますので、後ほどご説明をさせていただきます。

２点目と３点目のご意見については、前回のご説明どおり本市の景観計画における指定目的、指定方針、指定基準に適合するものを指定することとし、都市景観資源や登録有形文化財であっても景観上重要で外観保全の法的な担保が必要なものは指定していくこととさせていただきます。なお、今回、大阪城天守閣の指定を判断する際に整理し、照らし合わせた運用方針案については、前回から大きな変更はございませんが、一部変更したいと考えておりますので、後ほどご説明をいたします。また、大阪城天守閣以外の候補の検討状況についても後ほどご説明させていただきます。

４点目のご意見については、継続検討とさせていただきます。景観法の運用指針に景観重要公共施設への指定が望ましい旨、記載されていることを踏まえ、景観重要建造物以外の方策も検討したいと考えております。

続いて5ページをご覧ください。

今回の確認項目は主に4点ございまして、1点目が、運用方針案の一部変更。2点目が、大阪城天守閣の指定通知（案）、3点目が、顕彰ブックレット（案）、4点目が、外観変更の許可の運用方針（案）でございます。

また、大阪城天守閣以外の候補の検討状況、それから指定銘板の2点について御報告をさせていただきます。

以上が今回の委員会の主な確認、報告の項目となります。

なお、今回ご説明させていただく内容については、第34回都市景観資源検討部会でいただいた意見を踏まえ作成したものとなっております。

次に、6ページをご覧ください。

運用方針案の一部変更についてご説明をさせていただきます。

景観計画には、資料に記載のとおり指定の目的、方針、基準を規定しております。以前、本委員会でご説明しておりますので改めてのご説明は割愛させていただきます。前回の委員会ではこれに対応する運用方針案をご説明させていただきました。

続いて、7ページをご覧ください。

平成28年に本委員会よりいただいた答申において、景観上重要な建造物を地域景観の核として保全継承しながら個性的な景観形成に活用していくべきと記載いただいていることを踏まえ、地域景観の核を明記するよう運用方針案の文言を一部修正し、序列を変更しております。

その他は前回の委員会から変更はございません。

資料におきまして、グレーの背景部分の右側、変更後、アフターの記載のとおり、1つ目が、大阪らしい地域景観の核、視対象に位置づけられていること。2つ目が、建造物等が景観形成上重要な区域、眺望景観配慮ゾーンや重点届出区域等に位置していること。3つ目が、当該景観に関する誘導基準が景観形成基準に位置づけられていること。4つ目が、外観保全の法的な担保が必要なこと、といった4項目を満たす建造物等を景観重要建造物に指定するものと整理したいと考えております。

なお、運用方針については大阪市景観読本に掲載することを検討しております。

次に、資料1-2、指定通知書（案）のほうをご覧くださいませでしょうか。

大阪城天守閣の指定通知書（案）のうち、特に指定理由と指定範囲についてご確認いただきたいと考えております。この内容は資料1-1のほうに記載がございますので、申し

訳ございません、もう一度資料 1－1 のほうにお戻りいただけますでしょうか。

すいません、そちらの 8 ページのほうでございます。

大阪城天守閣指定通知書に記載する指定理由をここに記載しております通りとし、景観重要建造物に指定する建造物は大阪城天守閣とします。なお、石垣は特別史跡に指定されており、法令の規定で重複して指定できないことから、景観重要建造物からは除くこととなります。附属施設については、景観重要建造物には指定しないものの、大阪城天守閣との調和を誘導する必要があるため、指定通知書に記載の管理基準において協議対象としております。

資料のグレーの背景部分に指定理由を記載しております。この指定理由は、都市景観資源に登録した際の評価ですとか、本委員会の答申を踏まえたものとしております。

読み上げをさせていただきます。

現在の大阪城天守閣は、昭和 6 年、1931 年に市民の寄附により豊臣秀吉創建時の姿の再建を試みた建造物であり、その外観は 90 年以上大阪のシンボルとして市民に親しまれ、大阪城公園の深い緑と調和した絶妙な景観を呈しています。本市ではこうした特徴を有する大阪城天守閣を地域景観の核として保全・継承しながら、地域の良い景観形成に活用することが、大阪らしい景観を実現する上で非常に重要なことだと考えています。以上の理由により、大阪城天守閣を景観法に基づく景観重要建造物に指定します。

続いて、景観重要建造物に指定する建造物と協議対象となる建造物等でございますが、資料右下に景観重要建造物の指定部分を赤色に、協議対象となる建造部等を黄色に、それぞれ着色しお示ししております。

附属施設については、今後新築される建築物や工作物、屋外広告物についても協議対象としてまいります。なお、現在工事中の豊臣石垣公開施設については、竣工後、外観変更等を行う場合に協議対象といたします。外観変更の許可の運用の詳細については後ほどご説明いたします。

続いて、9 ページをご覧ください。

こちらは配置図に、先ほどの赤色と黄色を着色する形で指定範囲をお示ししております。資料下側に協議対象となる附属施設の写真をそれぞれ掲載しております。なお、これらに近接する重要文化財については、文化財保護法により外観保全の措置が講じられているため対象外としております。

次に、10 ページをご覧ください。

大阪城天守閣の景観重要建造物に指定する範囲と、協議対象とする附属施設の外部設備エレベーターをお示ししております。事務局といたしましては、大阪城天守閣全体を地域景観の核と考えておりますが、特別史跡に指定されている石垣については先ほどご説明のとおり、重要文化財と同様、法令上、景観重要建造物の指定対象からは除かれます。

次に、11ページをご覧ください。

普及啓発の取組の一つとして、顕彰ブックレットを作成することとしております。このブックレットについては、デジタルブック形式で今年度末の公表を予定しており、市民や来街者に普及するだけでなく、今後の制度活用に向け、他の建造物の所有者に制度を周知できる内容も含めております。資料のグレーの背景部分に構成を記載しております。また、プリントアウトした状態を確認いただくために、資料1-3、先ほどの小さい資料ですけれども、顕彰ブックレット（案）をご覧ください。

まず、1、2ページでございますが、目次としております。次に、3、4ページをご覧ください。「1、はじめに」として、大阪城天守閣を指定した背景等というところを左上のほうに書かせていただいております。そして下のほうに、福原部会長の寄稿文を掲載させていただきます。福原部会長、どうもありがとうございました。

続いて、5、6ページをご覧ください。

「2、の大阪城天守閣の景観的な特徴」でございますが、大阪城天守閣の宮本館長にご協力をいただき、地域景観の核である理由や建造物自体の景観上の価値を解説しております。

次に、7、8ページをご覧ください。

「3、大阪城天守閣を中心とした景観誘導」では、大阪城天守閣を核とした面的な景観誘導の取組みを解説しております。

最後に、9、10ページをご覧ください。

「4、景観重要建造物とは」では、所有者のメリットを含め、制度の概要を解説しております。

それでは、何回も申し訳ないんですけども、資料1-1のほうにお戻りいただけますでしょうか。

資料1-1の12ページでございます。

外観変更の許可の運用についてご説明をいたします。法令上は、基本的に増改築のほか外観を少しでも変更する場合は許可の対象とされていますが、災害による仮復旧など一部

例外が規定されてございます。

続いて13ページをご覧ください。

外観変更の許可への対応は「運用方針（案）」としてお示ししているとおり、主に3つの行為を想定し、運用したいと考えております。1つ目は、修理等に伴う復元的行為、2つ目は管理上の行為、3つ目は活用のための行為でございます。なお、景観重要建造物に指定する建造物はそれぞれに固有の特徴を有しており、外観変更の許可に当たっては個別に判断する必要があることから、原則として都市景観委員会、特に都市景観資源検討部会でございますけれども、そちらのほうで意見聴取を行わせていただくことといたします。

次に、14ページをご覧ください。

大阪城天守閣における外観変更の許可の考え方についてケーススタディを行っておりますので、ご説明いたします。

前提として右上の赤字に示すとおり、大阪城天守閣については登録有形文化財であり、かつ特別史跡、大阪城公園が特別史跡ということで、そこを占有しておりますので外観変更にあたっては、適宜、文化財担当と連携する必要があると考えております。また、所有者が大阪市、大阪市の経済戦略局でございますが、大阪市であるため、法令上、手続は許可ではなく協議となります。

1つ目、修理等に伴う復元的行為については、昭和6年再建当時の外観から変更となる場合は原則不可としたいと考えております。なお、文化財担当等の調整や全市的な判断の結果、史実に基づく大きな外観変更をすることとなった場合等は指定解除を視野に入っております。このほか台風で飛んだ屋根を素材や色彩を変更せずに戻すことについては、同じ工場で制作した物ではないので全く同じ物ではないんですけれども、素材、色彩については変更がないので認めることとしたいと考えており、また傷んだ漆喰壁を修復等、自然素材の物については経年変化とともになじむため、概ね同色であれば全く同じマンセル値でなくても認めることとしたいと考えております。2つ目の管理上の行為については、構造補強をする場合は建物内部で補強するなど外観に影響がないように調整したいと考えております。3つ目の活用のための行為については、手すりの設置など福祉対応に関するものを想定しておりますが、これらについては一定のデザイン上の配慮があれば認めたいと考えております。

最後に、「その他」として、大阪城天守閣の附属施設の景観協議についてでございますが、既にデザインに配慮されているものについては、現在と同じデザインを基本とし、今

より、より良いデザインへの変更の場合は積極的に認めたいと考えております。

このほか、参考資料 1－1 の 8 ページに大阪城天守閣とは別の、その他の案件の外観変更の許可についてケーススタディを記載しておりますのでご参考にご覧いただけたらと思います。

以上が本日ご確認いただく項目のご説明となります。

次に、2 点ご報告をさせていただきます。

参考資料 1－1 をご覧いただけますでしょうか。参考資料 1－1 の 2 ページでございます。大阪城天守閣以外の指定候補の検討状況についてご報告をいたします。

表の左側に現在大阪市景観読本に視対象として掲載している建造物を、また右側にはその他として、過年度、部会で抽出いただいた案件を記載しております。これまでご説明させていただいたとおり、運用方針の一つ、地域景観の核として既に視対象に位置づけられているものを中心に検討した結果、大阪城天守閣については景観重要建造物に指定してまいりますので「指定する」の欄に記載しております。

一方、重要文化財や特別史跡で、法令上景観重要建造物に指定できない中之島の中央公会堂や大阪城公園、もしくは景観重要公共施設として外観保全が担保されている御堂筋等を「指定しない」の欄に記載しております。また、右側の「その他」のうち、都市景観手法を用いて外観保全が担保されているものについては、運用方針に基づき「指定しない」の欄に記載し、それ以外につきましても運用方針の全てが丸になるものではございませんので、継続検討としておりますが、今後、運用方針のあり方や個別の建造物の状況等を踏まえ、検討を継続してまいります。なお、建造物ごとの検討状況については 3 ページ以降に記載しておりますのでご参考にご覧いただけますでしょうか。

続きまして、7 ページのほうをご覧いただけますでしょうか。

指定銘板についてのご報告となります。

景観法に基づき、銘板を設置することとなりますので、現在、指定銘板の大きさや板面のデザイン、設置位置、設置時期について作業や調整を進めております。なお、板面の記載事項は市規則に基づくものとなります。

最後に、何回も申し訳ございません、資料 1－1 のほうへお戻りいただけますでしょうか。すいません。こちらの資料 1－1 の 15 ページとなります。

第 34 回の大阪市都市景観資源検討部会での主なご意見を 4 点記載しております。1 点目は、指定理由について、豊臣秀吉創建時の姿の再建を試みたとあるが、正確な表現か。

2点目は、今後の展開についてお聞きしたい。3点目は、普及啓発の取組みについては来街者だけでなく所有者にも働きかける必要があるのではないかと。4点目は、指定銘板についてはディテールに配慮してほしいといったものでございます。

以上、4つのご意見に対する事務局のお答えでございますが、1点目のご意見については大きさや位置が異なることは昭和6年の再建時以降、後年になって判明したもので、当時は豊臣秀吉創建時の姿を再建するという方針であるという文献があり、大阪城天守閣にも事実確認をしております。2点目のご意見については、大阪城天守閣以外についても引き続き指定に向けて検討を進めていきたいと考えております。3点目のご意見については、ブックレットの内容に反映してまいります。4点目のご意見については隣接する登録有形文化財の銘板と壁面からの出幅をそろえるなど設置業者と調整をいたします、といったものとなってございます。

本資料の2ページでお示ししておりますとおり、本委員会を経て、3月30日に大阪城天守閣の景観重要建造物の指定告示を予定しており、指定後速やかに指定銘板の設置や顕彰ブックレットの公表を実施したいと考えております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○嘉名委員長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がございました。

この間、都市景観資源検討部会のほうでは大変精力的に御検討いただけてきたところでございます。まず、福原部会長のほうに、もし何か補足とかございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○福原委員

今、丁寧にご説明いただきましたので、そのとおりなんですけれども、この議題につきましては、これまでこの委員会のほうでも指定のプロセスも含めて、他都市の事例であるとか、それから比較検討のマル・バツとかそんなことも含めて丁寧に都市景観資源部会のほうでも検討を行って、それで大阪城の天守閣を指定することになりました。

大阪城天守閣というのは本当に市民に親しまれた押しも押されぬ大阪のブランドですので、非常に第1号にふさわしいのではないかなというふうに考えております。これを第1号としまして、前回のご指摘にもありましたけどモデルケースという形で運用を前向きに始めていって、その中でまたいろいろな課題が出てきたら意見としていくと。そういう方向での取りまとめということで市の方々なんかが非常に丁寧な作業をされてここまで来た

ということかというふうに思います。

特に大阪城は大阪市の持ち物ということもありますので、そのところはしっかりと運用していきやすいということ。それから次、また違うケースで次の指定に取りかかるときに、また課題が出てきたときにはここはまた丁寧に柔軟に対応していこうという方針をお聞きしておりますので、そういう方向でこの景観の施策が進んでいけばいいなというふうに思っております。

以上でございます。

○嘉名委員長

ありがとうございました。

それでは、皆様からご意見、ご質問ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

○中嶋委員

中嶋でございます。

今回から参加させていただいておりますので、もう既に議論されていることかもしれませんが、お伺いさせていただきます。

まず、資料1-1の9ページのスライドのところ、指定範囲図というところがございます。

この中で大阪城天守閣とその附属施設だけを対象ということになっているんですけども、この中で、その後、今後新築する施設を必要に応じて協議対象に含めるというふうにございます。これは非常に重要なことかと思うんですけども、一般的に景観重要建造物に指定する場合は、敷地の範囲に線引きをして、その範囲の中でどれが景観重要になるのか、あるいはその配慮対象になるのかということを指定時に色分けするのが一般的かと存じます。

その中で今回は敷地範囲というものが指定されない形での特別史跡の上にあるということですが、どの範囲まで今後新築する施設が協議対象として検討できるのかというのが、ここにある意味曖昧で本丸のところだけなのか、あるいはもっと大阪城と天守の周りだけなのか、あるいは天守を見ることができる視点から天守を見た際に何らかの影響がある、景観上影響があるものも協議対象になるのかという、この辺が心配であり、曖昧なところかなというふうに思っております、この辺がどういうふうに整理されるのかというものがまず1点目でございます。

あと、2点目としましては14ページにケーススタディの中で外観変更をどういうふう
に運用しようかという案がございます。今回ケーススタディ案として大阪城ということ
を考えていこうということなのですが、少し特殊なものであることは確かで、特別史跡の上
にある非常に厳しい制限、形状変更許可がかかる範囲にある中の、しかもその上に建って
いる建物だけっていうなかなか難しいんですけども、基本は文化財の上にあるものとい
う認識を考えると、私の中だとあまりここは景観のほうからは大きく抑えていく、文化財
とは違う抑え方をしていく必要があるかなとももちろん思うんですけども、例えばその1
のところで、修理等に伴う復元的行為の丸ポツの2つ目ですね、屋根が壊れたのでどうい
うふうに修理するかということで、素材、色彩が同じならば可という書き方をしているん
ですけども、文化財はもう少し厳密な考え方をします。できるだけ当初のものを尊重す
る。使えない場合はもちろん新しいものでもいい、色と色彩は合わせてもいい。ただこれ
だけではなくて工法であったりとか、修理の仕方というのは文化財はまた違う考え方
があるので、その整合をどうとるかですね。あまり景観だけで書いてしまわなくてもよい
のではないかと。常にこういうものは文化財と協議しながら、外観は変更ないような形
で許可していくという、何か大阪城の場合はそういう書き方のほうがいいかと。ほかの
もっと文化財指定されていないものとかになると景観で抑えなければいけないので、
景観のほうである程度細かい運用があってもいいのかなと。これが外に出ていくもの
ではないかもしれませんが、できるだけその整合を取ることと、私としては、希望は
大阪城天守閣はいずれ重要文化財にしたいというふうに意欲的にも思っております
ので、そのときに重要文化財を目指したときにあまりよろしくない修理をそれま
でにされている場合はなかなか難しくなったりしますので、その辺はこの天守閣
についてはなるべく御配慮いただければというふうに思っています。

私からは以上です。

○嘉名委員長

ありがとうございました。

事務局のほうからお答えいただけますでしょうか。

○事務局（中村）

2点御質問いただきました。最初は9ページのほうですね。

こちらのほうで、協議対象をどの範囲にするかというところでご質問
いただきました。私どもの整理といたしましては、敷地単位というのは今回
難しいというところもございま

して、用途上不可分の物ということで切り分けをさせていただいております。

今回、大阪城天守閣が博物館ということでございますので、博物館としての用途上の機能として一体的なものについては全部見ていきたいなというふうに考えているところでございます。

それから2つ目のご意見ですね。将来的に重要文化財とかそういうことになるとしたときの文化財の守り方みたいなのところにも影響が及ばないよということでご質問いただいたんですけど、私どもも、そちらのほうにつきましては、私どもが許可したことによって重要文化財になる道が遠くなるとかそういうことがあってはならないというふうに思いますので、そこは文化財担当とは丁寧にコミュニケーションを取りながらやっていきたいなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○嘉名委員長

ありがとうございました。

これ、そういう意味ではケーススタディということで大阪城天守閣ということでスタートということでしたけど、かなり特殊な事例であることは間違いなくて、今の中嶋先生のご意見はまさにその特殊性をご指摘されたところかなというふうには思いますけれども。少し走りながらというところもありますけど、ぜひ重要文化財を目指していただきたいというのはみんな同じだと思います。よろしくお願いします。

ほか、いかがでしょうか。

よろしいですね。

私からは、これ、今回大阪城天守閣については特にこれで結構かというふうには思っているんですけども、ぜひとも今後、積極的にこの景観重要建造物、ご活用いただきたいと思います。これも他市の今回調査もされていらっしゃるのによく把握されてらっしゃると思います。文化財未満というんですかね。これから文化財を目指すというようなところで積極的に指定しているようなケースもありますし、じきに景観の核になるようなものをどんどん積極的に指定するというケースもあろうかと思います。

大阪市さんの場合は、先ほど資料にもございましたけど地域景観の核になるというようなところを考えていこうということで、たまたまなんでしょうけど第1号が大阪城天守閣ということなので何か敷居が高そうとか、ハードルが高そうな感じがするんですが、実はそうでもなくて、地域景観の核になるようなものはどんどん使っていただけたらいいというふうに思いますので、ぜひともせっかくできた制度でございますので、ご活用いた

だきたいというふうに思います。これは意見として申し上げておきたいと思います。

それでは、皆さんにお諮りをしたいと思いますけども、景観重要建造物への指定、大阪城天守閣、御異論ないということでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは反対がないということでございますので、委員会としては異議なしとさせていただきます。大阪城天守閣については指定に向けた手続を引き続きよろしくお願いします。

それで、これで議題の１が終了しましたが、議題の２に入る前にあれですかね。傍聴者がいらっしゃるかどうか。

○事務局（相本）

本日は、報道、傍聴ございませんので、このまま進めさせていただきたいと思います。
よろしくお願いします。

【議題（２）、（３）については非公開】

○事務局（相本）

本日は貴重なご意見を頂戴いたしまして本当にありがとうございました。これをもちまして第６５回大阪市都市景観委員会は閉会させていただきます。

ありがとうございました。